

一時支援金

まだ間に合う！

緊急事態宣言の影響緩和

緊急事態宣言が発令されていない地域の事業者も、

飲食店時短営業の影響だけでなく、外出自粛等の影響を受けた事業者も、

業種や地域を問わず給付対象となり得ます。

申請期間

2021年5月31日（月）まで

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれては、**お早め**に必要な書類を準備して、登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

必要書類の準備に時間を要するなど、申請期間までに間に合わない場合は、**書類の提出期限の延長**を行うことができます。

5月31日（月）までに、

①**アカウント発行**、かつ、②**延長の申込み**を行った場合は、**書類の提出期限を2週間程度**延長いたします。

※ただし、申請する前に必要な「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは**提出期限の数日前**までです。

① 一時支援金ホームページの **仮登録（申請ID発番）** する から
メールアドレスや電話番号を入力し、アカウントを発行。

<一時支援金ホームページ>

② **マイページ** にログインし、延長を希望する理由を入力。
(持続化給付金・家賃支援給付金と同様、延長の申込みを行ってください。)



給付対象（①と②を満たす事業者）

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業**または**外出自粛等の影響**を受けていること
- 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の**売上が50%以上減少**

給付額

中小法人等 **上限60万円**

個人事業者等 **上限30万円**

一時支援金事務局 ホームページ

一時支援金

検索

URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>

お問い合わせ・申請サポート会場電話予約窓口

0120-211-240 (IP電話専用回線 03-6629-0479)

受付時間 **8:30~19:00** (土日・祝日を含む全日)

誤って受給することがないように、**よくご確認ください。**